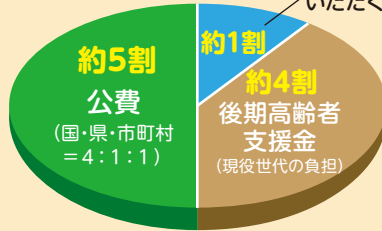


後期高齢者医療制度の 保険料率改定のお知らせ

令和8年度
令和9年度

後期高齢者医療制度では、被保険者の皆さま全員に保険料を納めていただきます。皆さまに納めていただく保険料は、制度を運営するための大切な財源となります。医療費(窓口負担分を除く)の財源構成は、公費(国・県・市町村)が約5割、現役世代からの支援金が約4割となっており、残りの約1割を皆さまの保険料でまかなっています。

◆後期高齢者医療制度の財源



保険料の決まり方

保険料は、被保険者が等しく負担する「被保険者均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

A (基礎賦課額(医療分))

$$\text{均等割額 } 61,000\text{円} + \text{所得割額 } \left[\frac{\text{総所得金額等} - \text{基礎控除額}}{\text{賦課限度額}} \right] \times 10.81\%$$

※賦課限度額 850,000円

B (子ども・子育て支援分)

$$\text{均等割額 } 1,290\text{円} + \text{所得割額 } \left[\frac{\text{総所得金額等} - \text{基礎控除額}}{\text{賦課限度額}} \right] \times 0.26\%$$

※賦課限度額 21,000円

基礎控除額は前年の合計所得が2,400万円以下なら43万円。それを超えると段階的に減少します。

令和8・9年度の保険料率について

後期高齢者医療制度の保険料率は、法律に基づき2年ごとに見直しが行われます。

令和8・9年度の保険料率(基礎賦課額(医療分)) 令和8年度の保険料率(子ども・子育て支援分)

保険料率	令和6・7年度	令和8・9年度
均等割額	56,400円	61,000円
所得割率	11.60%	10.81%
賦課限度額(上限額)	800,000円	850,000円

また、令和8年度からは「子ども・子育て支援金制度」が開始されます。これに伴い、医療保険料とあわせて「子ども・子育て支援金」を納めていただくこととなります。

保険料率	令和6・7年度	令和8年度(新設)
均等割額	-	1,290円
所得割率	-	0.26%
賦課限度額(上限額)	-	21,000円

※子ども・子育て支援金の料率については、令和10年度まで毎年改定されます。

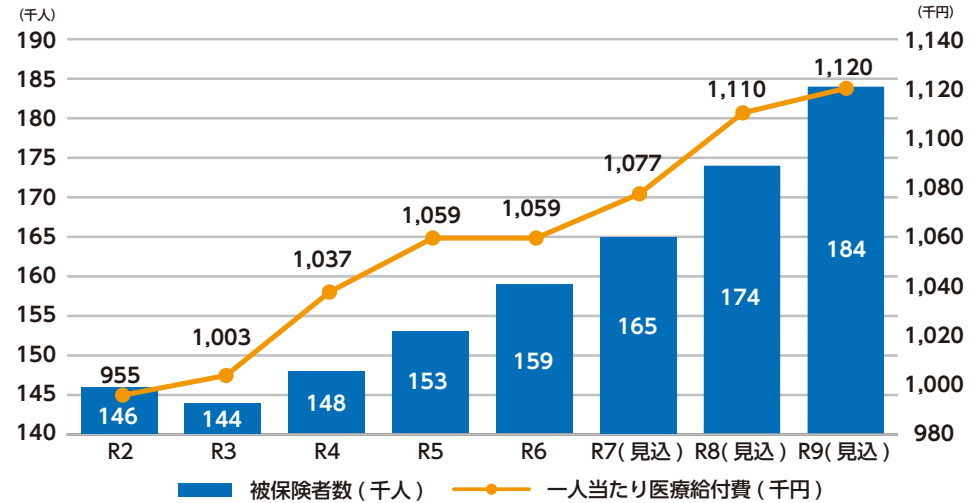
【制度維持へのご理解とご協力をお願い】

後期高齢者医療制度を安定して運営し、誰もが安心して医療を受けられる仕組みを維持するため、被保険者の皆さまに所得に応じたご負担をお願いすることとなりますが、ご理解いただけますようお願いいたします。

保険料率改定の主な要因

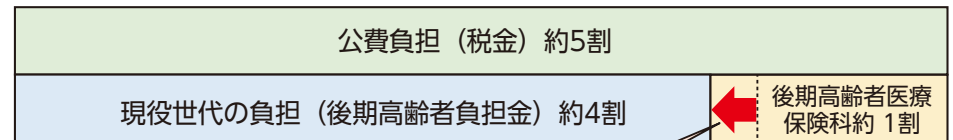
1. 被保険者数及び被保険者一人あたり医療給付費の増加見込

令和8年度は、令和7年度(見込み)と比較して、被保険者数が5.5%増加し、あわせて1人あたりの医療給付費も3.1%増加する見通しです。この背景には、医療技術の進歩・高度化による費用の増加、診療報酬の改定、物価高騰への対応などが影響しています。



2. 後期高齢者負担率の引き上げに伴う増加

後期高齢者の医療費を支える保険料は、その約4割を現役世代からの「支援金」でまかなっています。現在、少子高齢化によって現役世代が減少する一方、高齢者人口は増加しており、現役世代一人ひとりの負担が急増している状況にあります。そこで、現役世代の負担上昇を抑え、医療制度を将来にわたって維持するために、高齢者の皆さまにご負担いただく割合(負担率)が見直されました。この改正に伴い、保険料が増加することとなります。



◆後期高齢者の負担割合を増加

平成20年度(制度発足時)	10.00%
令和6・7年度	12.67%
令和8・9年度	13.27%

3.子ども・子育て支援金制度の新たな導入による増額

納付方法及び納付開始時期は次のとおりとなります。

- ※ 子ども・子育て支援金は、医療保険の保険料とあわせて納付となります。
- ※ 令和8年4月分からの子ども・子育て支援金の保険料については、後期高齢者医療保険料の納付方法によって異なります。
- ※ 普通徴収(納付書又は口座振替など)の場合は、(7月から)8分割又は9分割で納付していただきます。(普通徴収の分割回数はお住まいの市町村によって異なります。)
- ※ 特別徴収(年金天引き)の場合は、(10月支給分から)3分割で差し引かれます。

沖縄県後期高齢者医療広域連合における、令和8年度子ども・子育て支援金に係る保険料は所得割率0.26%、均等割額1,290円、賦課限度額21,000円となります。

もっと知りたい! 子ども・子育て支援金制度 Q&A

Q 「子ども・子育て支援金制度」って?

A 全ての世代や企業のみならず支援金を抛いいただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

Q どうして「支援金制度」が必要なの?

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月に子ども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なる子ども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

Q 収入が少なくても、支払う必要があるの?

A 支援金は所得に応じて抛いいただきますが、医療保険料と同様に、低所得の方に対する保険料軽減措置を設けています。

Q なぜ独身や高齢者も支払うの?

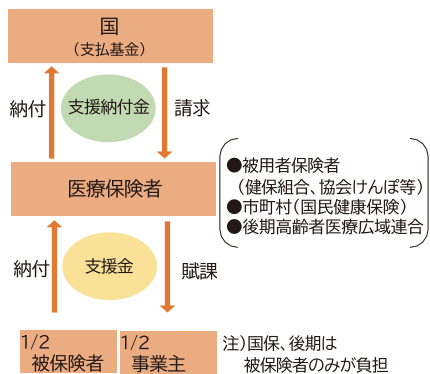
A こどもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、こどもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。



Q 支援金により負担が増えるの?

A 支援金の導入に当たっては、その裏側で社会保障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させるため、支援金による負担は相殺される仕組みになっています。このため支援金の導入による実質的な負担はありません。

支援金の徴収の流れ



子どもまんが
 こども家庭庁

こども家庭庁ホームページ
 「子ども・子育て支援金制度について」



こども家庭庁公式note
 「最近話題の「子ども・子育て支援金制度」について」



お問い合わせ窓口 こども家庭庁コールセンター 0120-303-272 (受付時間 平日9時から18時)

保険料の軽減措置



1. 所得が低い方に対する軽減基準

世帯(世帯主と被保険者)の所得水準に応じて下表のとおり均等割額が軽減されます。

同一世帯の世帯主および被保険者の総所得金額等の合計額	基礎賦課分(医療分)	子ども・子育て支援金分
	軽減割合	軽減割合
「基礎控除額43万円+10万円×(年金・給与所得者等数-1)」以下の世帯	※7.2割軽減	7割軽減
「基礎控除額43万円+31万円×世帯の被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数等-1)」以下の世帯	5割軽減	5割軽減
「基礎控除額43万円+57万円×世帯の被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数等-1)」以下の世帯	2割軽減	2割軽減

※均等割7割軽減について、基礎賦課分(医療分)のみ令和8・9年度は7.2割軽減となります。

※「年金・給与所得者等数」とは次の(1)~(3)のいずれかに該当する方です。

- (1) 給与収入額が55万円を超える方(専従者給与を除く)
- (2) 65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える方
- (3) 65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える方

- ※1月1日時点で65歳以上の公的年金受給者は、軽減判定において年金所得から15万円控除されます。
- ※世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合でも、その世帯主の所得は軽減判定の対象となります。
- ※軽減判定は4月1日(4月2日以降に新たに資格を取得した場合は資格取得日)の世帯の状況で行います。
- ※事業専従者控除、分離譲渡所得の特別控除は適用されません。

2. 被用者保険の被扶養者だった方への軽減措置

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険(健康保険組合や共済組合等)の医療保険の被扶養者だった方は、均等割額が5割軽減(後期高齢者医療制度加入月から2年間)され、所得割額は課せられません。

- ※市町村国民健康保険や国民健康保険組合は対象となりません。
- ※所得が低い方の均等割額の軽減措置に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

沖縄県後期高齢者医療広域連合

〒904-1192 沖縄県うるま市石川石崎一丁目1番(うるま市石川庁舎3階)
 TEL:098-963-8012 ホームページ: <https://www.kouiki-okinawa.com>